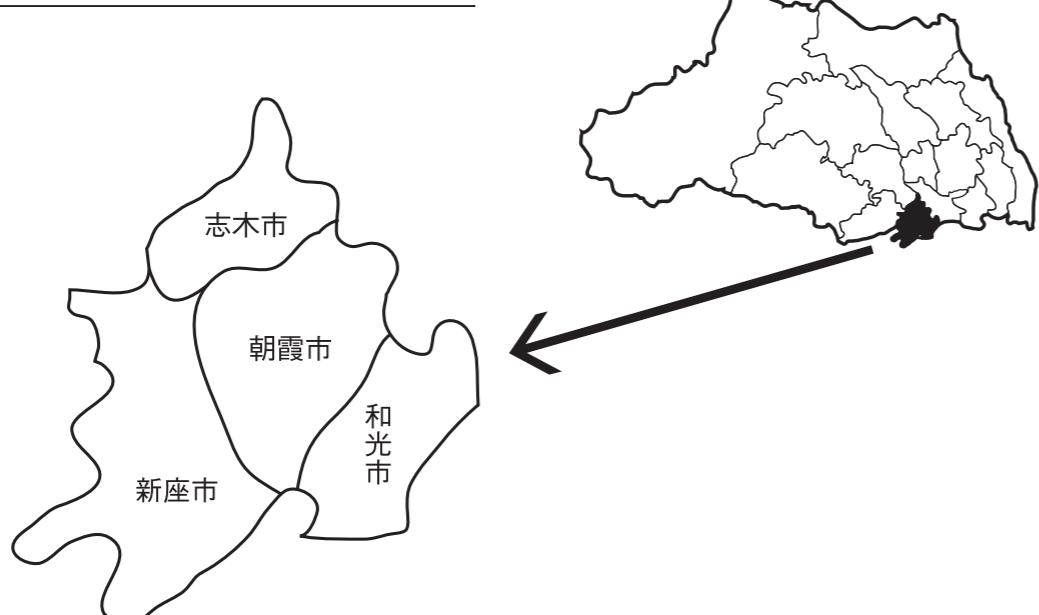


投票日 12月14日(日)

大切にしましよう。
あなたの一票！

小選挙区選挙は、
候補者氏名を書いて
投票します。
投票用紙は、
ピンク色です。

埼玉県第4区



お住まいの選挙区の選挙公報が届かない世帯の方は、
市区町村選挙管理委員会へ御連絡ください。



埼玉県のマスコット コバトン

仕事や旅行などのため投票日に投票所へ行けない方は、投票日より前に投票することができます。詳しくは、お住まいの市区町村選挙管理委員会へお問い合わせください。

期日前投票期間 平成26年12月3日(水)～13日(土)

埼玉県選挙管理委員会では、選挙速報をホームページで公表します。

埼玉県選管

検索

埼玉県選挙管理委員会